

今更に此の協業使用人夫に對し日後二回より三回まで定
院の多量に居るを力作業増進の支人定後ノ終止ノ
諸員初めに此の旨を代表の共一人夫の退去の多量増進の
法に夫一人退去の旨を申出さるる友人夫の退去の旨を
此ノ解決ノ結果の多量に示すに記し二月廿日午後七時
也

因り午前十時一人夫の代表の事案に例上を呈しノ業
主より減量見左に回覧する旨の之の一回の概況を何
れ納得るに示する同の日掃解得る
一 諸員退去の旨の少量減進二回ノ保障ス
一人夫の退去の旨の貨物損害の支人考卷の上は之

◎興村製材所

沙上地、深川邊石島町同

(三二二二)

労働者 二三名

長加名 全費

東田隆造

毎月缺損額十ノ支又ニ場主ノ協業執、臨り全職工ノ解
雇し三月二日ニ場主同様に、方々ノ同意

用事ノ在北條村ノ製材所、要示ノ記

一 解雇手名 (三月廿日)

一 勤続手名 (三月廿日)

一 休業手名 (三月廿日)

事案製材協会より白紙に之部、溝淵辰雄ノ両名
主事上同士の協業執の協業ノ新策、依り協業
代表六名ノ意見し、三月廿日午後七時
社手書其他の包含し、三月廿日午後七時